

第35回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和2年2月5日（水）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

（委員）鹿子木康（委員長）、伊藤栄紀、遠藤東路、尾形次雄

金澤啓一、鞍田炎、千葉和彦、堀切豊

望月栄里子、山崎暁彦、吉成宣子（五十音順、敬称略）

（説明者）佐藤民事首席書記官、木村刑事首席書記官、長沼事務局長

渡邊事務局次長、船山地裁総務課長、山岸地裁会計課長

今野刑事訟廷係長、菊池広報係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（敬称略）

尾形次雄、金澤啓一

(2) 前回委員会（テーマ：福島地裁における裁判員裁判の運用状況及び課題等）以降の取組の報告

（説明者）

前回委員会で、委員の皆様方から、県民の方が、より裁判員裁判に参加しやすくするために、①働いている方が休暇取得しやすい環境整備に向けた取組、②雇用主宛ての協力依頼書面の内容をより分かりやすくすること、③裁判員制度の導入の成果を中心に県民の方に情報提供していくことなどを御意見としていただいたことを踏まえ、前回委員会後、当裁判所では、次の取組を実施した。

一点目として、福島商工会議所の御協力をいただき、その御意見を

踏まえ、裁判員に選任された方の雇用主宛ての協力依頼書面を作成した。経済団体と裁判所が連携して雇用主への理解を求めるこの取組みについては、東北初の試みとして、複数の新聞記事で紹介された。

なお、昨年、郡山支部で実施された裁判員裁判で本書面を使用したところ、会社に説明する際に助かった、雇用主の理解を得やすかったなどの御意見をいただいている。

二点目として、福島県中小企業団体中央会及び県内の商工会議所の会報に、前記協力依頼書面に関する記事を掲載していただいた。

三点目として、福島商工会議所の議員総会において、福島地方裁判所部総括判事が「裁判員制度10年の成果と課題」という演題で講演を行い、裁判員制度の課題である辞退率上昇を防ぐため、従業員が裁判員に選任された場合の、職場としての後押しをお願いした。

四点目として、福島及び郡山の各裁判所で、中高生・専門学校生向けの模擬裁判を合計3回実施したほか、桜の聖母短期大学、福島大学、福島高校で出前講義を実施し、制度の導入の成果等を説明した。今後とも、若手の学生を対象に、出前講義を積極的に実施していきたいと考えている。

(3) テーマ「福島地裁における要配慮者への対応について」

ア 説明者からの概要説明

「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の内容、裁判所における差別的取扱い及び合理的配慮の具体例、福島地方裁判所で実施している研修及び啓発等について説明した。

イ 庁舎見学

地下1階（休養室）、階段（2段手すり、点字表記、点字ブロック）、1階（簡易裁判所の手続にかかる申立書式等、案内表示板、

多目的トイレ), 3階(書記官室入口自動ドア), 2階(階段避難器具, 傍聴席の車いす用スペース)の順に, 庁舎見学を実施した。

ウ 要配慮者向けの機器の見学及び体験

203号裁判員裁判法廷に展示した要配慮者向け機器(点字翻訳機, 点字テプラ, 音声コード読取器, 拡大読書器, 筆談器, 集音器, 補聴システム(カウンター型, ループ型))の見学及び体験を実施した。

(4) 意見交換の要旨

(委員)

多目的トイレについて, 4階の家庭裁判所は需要が高いことが考えられるが, 全ての階に整備されているか。

法廷入口ドアは, 法廷の外側に向かって開く仕様になっているが, 車いす利用者には, 内側に向かって開く方が便利ではないか。

(説明者)

多目的トイレは, 全ての階に整備されており, かつ1階及び3階は, オストメイト対応となっている。

(委員)

災害時は, 外側に向かって開く方が避難に都合が良く, 消防法上もそのような規定がある。

(委員)

地下1階休養室の洗い場について, 車いすにも対応しているとの説明があったが, 車いすの方は蛇口に手が届かないように感じた。

(説明者)

今後の改修の中で, どのような対応ができるか検討したい。

(委員)

エレベーター前の案内板について, 車いす利用者は視線が低いため,

現在上部に表示されている平面図が下部に表示されていた方が，目的地が分かりやすく便利ではないか。ユニバーサルデザインの検証などで，実際に車いす利用者に福島県の庁舎など公共施設を見学してもらうことがあるが，その際に良く指摘される場所である。

多目的トイレの介助シートについて，おむつ交換台として使用するには，設置位置が低すぎるように感じた。

簡易裁判所前に展示されていた申立書式のひな型について，ルビや用語の解説がないため，一般の方には内容が難しく感じたが，係からの丁寧な説明は受けられるのか。

(説明者)

簡易裁判所での実際の手続案内時には，執務室内の仕切られたカウンター内で，着席した状態で，職員が対面で説明を行っている。申立書の記載内容について細かく指導することは，裁判所の中立性からできないが，形式的事項については，説明をさせていただく。

(委員長)

簡易裁判所の手続は，代理人を付けずに利用できる点が特徴の一つである。不明な点は質問していただき，職員が答えながら申立書を記載してもらうことになる。

(委員)

法廷内の最新機器を見学でき，大変有意義であった。

庁舎内のバリアフリー設備等は，ほとんどが身体障害のある方に向けられた設備のようだが，知的障害や精神障害のある方への合理的配慮はいかがか。ハード面よりもソフト面での配慮が求められるものと思われるが，障害者への配慮という点では，こちらにも目を向ける必要があるのではないか。

(説明者)

当庁では、毎年実施している研修において、発達障害に関する講義を実施するなどして、職員の意識啓発を図っている。

(説明者)

「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」には、障害の定義として「知的障害」及び「精神障害」を含めると明記されている。合理的配慮の一例として、他庁の例であるが、障害を理由として、午前中は体調が悪いという方について、午後に期日を指定した事例や、上手く話せない方について、ケースワーカーの同席を認めた事例を聞いている。

(委員)

言語障害のある方や、外国人への対応はできているか。

要配慮者に限らず、裁判所の敷居を高く感じている一般の方の意識を取り払うような取組をしてもらいたい。

(委員長)

外国人への対応について、刑事事件では、被疑者段階から裁判所の費用で通訳人が選任され、公判でも通訳人を選任し、被告人に十分な主張反論の機会が与えられている。一方、民事事件では、裁判所の費用で通訳人を付けることにはなっておらず、通訳が必要な方は御自身で通訳人を同行し、裁判所では、裁判への同席を認めている扱いである。

なお、裁判所では、法廷通訳人に対し、法律用語の訳し方等を指導するため、セミナーを開催しているほか、冊子を作製するなどしている。

(説明者)

民事事件では、事前に当事者に障害があるかどうかの情報を得ることができない。実際に裁判所の手続を利用する段階で、御本人からの

申出を受けて、必要な配慮を検討することになる。

(委員)

言語表記に関し、案内板の一部に英語表記が見られるが、各階の平面図は日本語表記のみであり、十分でない印象である。手続説明用のパンフレットも同様である。

休養室の鍵の位置を低くしている旨の紹介があったが、その一方で電気のスイッチの位置が高い点が気になった。

傍聴席の車いすスペースが最後方であるため、着座した際の法廷内の視認状況が気になった。

(委員)

日々、高齢者の方の相談が増えており、聞き取りにくいなど、意思疎通が十分にできないことがあり、苦労が多い。一人当たりの相談時間も長くなっているが、きちんと丁寧に対応することが大切であると考えている。

(委員)

知的障害のある方は、傍聴人が多いケースや、実際の裁判で発言する際にパニックになることがあると思うが、実際には、どのように対応しているのか。

(委員長)

民事事件では、同じ時刻に複数の事件を指定することがあるが、障害のある方の事案は、これらとは別に、午後の遅い時間など、一定の時間を確保できるところで指定するようにしている。期日では、裁判官が当事者の言いたいことをゆっくり聞くなどしている。

(委員)

通常法廷で緊張してしまう場合は、ラウンドテーブル法廷を使用する。尋問等の際は、代理人弁護士が予め長めの尋問時間を申し出て、

これに対応するなどしている。

(委員)

裁判所は施設が新しく設備が整っているが、これと同水準を要求されると辛いものがある。なお、我々の所属先にはオストメイト対応トイレが一つあるが、近隣にオストメイト対応トイレがないので、我々の施設利用者以外の方々も、オストメイト対応トイレを利用しに来ている実情がある。スペース等の物理的な制限がある中でできることは限られていると思うが、今回の見学で様々な設備を見学し、どのような設備が必要かを考えることができ、参考になった。

(委員)

我々の所属先は施設面での配慮が整っておらず、例えば車いすの利用者に対しては、1階で対応することしかできない。その一方で、知的障害のある方への対応手法等については、工夫や配慮が進んでいる。利用者の違いによって、配慮を展開する部分が大きく違うことを実感した。

(委員長)

本日頂いた御意見を踏まえ、可能なところから改善していきたい。

5 次回（第36回）開催について

(1) 日時

令和2年7月13日(月)午後1時15分とすることです承された。

(2) テーマ

民事調停手続の利用促進について

6 閉会